

J R 東日本労働組合

NAGANO

E-mail naga-30-naga@hotmail.co.jp



2020年 3月13日 No. 357
JR東日本労働組合
長野地方本部
発行者：臼井幸一
編集：情宣部

速報！

2020春闘 「会社回答」出る！

- 1 令和2年4月1日現在、満55歳未満の社員
(1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする。
(2) 基本給改定を実施し、社員の基本給に対し所定昇給額の10分の1の額並びに、主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円を、主務職及びT等級には100円を加える。
※賃金規程第13条から第15条に定める初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う。
- 2 令和2年4月1日現在、満55歳以上の社員
基本給改定を実施し、令和2年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により前項に準じて計算した額に賃金規程附則(平成24年3月8日人達第9号)第3項を適用した額を加える。
※第1項及び第2項による社員の定期昇給後の基本給改定に伴う平均改善額は684円となる。
- 3 前各項の精算については、令和2年6月25日(木)以降、準備でき次第とする。

本部は持ち帰り検討！